

会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和2年6月26日（金曜日）
開 催 場 所	新庄市役所第1・2会議室
出 席 委 員	高野博教育長、山村明德委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠 席 委 員	なし
出 席 課 長	武田信也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠 席 課 長	なし
議 事 の 大 要	

午後2時8分より、教育長のあいさつで、6月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期6月26日、1日間とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が斉藤浩昭委員と奥山京子委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和2年5月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

- (1) 令和2年6月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- (2) 令和元年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

(教育長)「令和2年6月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私の方から報告を申し上げます。一般質問は7名のうち4名の議員から教育関係に関わる質問がありました。

まず佐藤文一議員からは「校内で使用する石鹼、マスク、消毒液等の備蓄状況について、また、マスク着用にて授業を受ける事は健康に問題があるとの指摘に対し、フェイスシールドの配布の必要性について伺う。」という質問をいただきました。それに対して、マスク等の備蓄についてはこちらから配当予算を中心にしながら不足があれば各学校で買っていただいているという事、来校者向けのアルコール消毒液など殺菌に使う物は教育委員会で一括購入し配布しているということをお話ししました。マスクについては基本的には保護者等は自己負担ですが、忘れてきてしまった場合は学校の備え付けのマスクを配布しています。マスクを着用することでの健康への被害については、外での授業等ではマスクを外しても構わないという形のところもありますが、熱中症リスクへ

の軽減策を考えていかなければならないと考えております。フェイスシールドについては国で一律の動きが無いのでこちらからは配布する予定は有りませんが、それぞれ学校で手作りしたり、購入したりなど適宜使って頂いています。次に「3密回避の為、教室数の確保、夏季の空調、教員等の配置等の具体的な対策はどうしているのか。」という質問に対して、授業を行う時には児童生徒の間隔を1m以上あげ、それが難しい場合には、広い教室を利用したり隣接する多目的スペースを活用したりしながら工夫をしており、グループ分けをしている学級もあるということをお話ししました。教員の配置については、市として単独では個別学習指導員や担任以外の先生方など工夫しながら指導していただいております、さらに文科省のほうで教員や学習指導員、スクールサポートスタッフの増員が方針として示されたので、それにあわせながら要望をしていきたいと考えております。ボランティアについては、今までは感染防止のため、外部からのボランティア等の来校に制限をつけていましたが、今後は状況を見ながら検討していきたいと考えております。最後に、GIGAスクール構想について質問がありました。国の動きをお話した後に、新庄市も前倒しをして、高速通信ネットワークの環境整備と端末整備を加速させていきたいということで、今回の補正予算に計上しているということをお話ししました。

山科春美議員から「学校が休みになって学力や学習、体力低下が指摘されているが、新庄市の現状と対策はどうなっているのか。また、休業中のスマホ依存やゲーム依存はなかったのか、その対策はどうなっているのか。」という質問がありました。本市においては、休業中に家庭学習用のプリントを配布したり、新しい教科書を使用した課題を取り入れたりして工夫をしており、また、規則正しい生活を送るために学習計画表を作って指導しているとお話ししました。体力については、自宅で出来る運動などを紹介しましたが、体力が落ちているのは事実であり、学校再開後の現状の体力不足については、無理をせず段階的に指導していくということをお話ししました。ゲーム依存等については、スマホやゲームの時間が長くなった事案や生活リズムがくずれた事案が一部ありました。今後も家庭への協力を要請して規則正しい生活を送れるよう指導を行っていくとお話ししました。

小嶋富弥議員から「学校再開後の教育課程や学校行事、部活動などを先生方の疲労等を考慮しつつどのように進めていくのか」という質問がありました。教育課程については、教職員や子どもたちの負担を考えながら見直しを行い、夏休みの縮小や行事を精選するなど、様々な指導の工夫をしながら今のところは標準となる時数の確保は年度内に完了するものと考えているとお話ししました。学校行事も大事なものですので、運動会は2学期に実施、修学旅行は再度場所や時期を検討しています。部活動については、感染防止対策を講じながらの制約のある活動として実施しておりますが、6月に入ってから臨時休業前と同程度の回数はこなしており、段階的に活動数を増やすようにしていること、対外試合については、この時点での県の方針がはっきり出ていなかったということもあるので、それを受けながら考えていきたいということをお話ししました。対外試合は6月20日から行っていいこと、今月は地区内に留めるということ、スポ少はそれに合わせることをお話ししました。

佐藤悦子議員から「臨時休業中の子ども様子はどのように把握しているのか。また、昼食が取れない子どもたちもいるので、そういった子どもたちへ学校給食を提供するのが良いのではないかと。さらに、親の悩みをどうとらえて相談に乗っているのか。」という質問がありました。臨時休業中には、家庭訪問や電話などで家庭の様子を把握し、その時は臨時休業中の虐待や家庭で昼食を取れなかったという報告は受けていないとお話ししました。学校給食を特定の児童生徒に提供すること

については、現時点では考えていません。保護者の悩みについては、常時相談を受け入れる体制をとっているということをお話ししました。次に「1年分の学習指導要領の完全履修は無理ではないか。押しつけになってしまうのではないか。また、先生方の研修もやめるべきである。さらに、1クラス33名を超える学級は市内に何学級あるのか。そう言った学級の定数を減らしてはどうか。最後に差別や偏見はあってはならないことであるが、市としてその取り組みはどうなっているのか。」という質問に対して、教育課程については、先ほど述べたように、5月に年間行事の見直しを行い、夏休みを縮小して行事を精選し、いろいろ工夫をしながら時数確保に努めている。現時点ではこのままいけば標準時数は確保できると考えているが、これからまた臨時休業せざるを得ない状況になった場合は、次年度に学習内容を移すことも想定しているとお話ししました。市が主催する研修会については、中止、延期、縮小などの判断をして、感染防止対策を優先しております。1クラス33名を超える学級は市内全校の130学級のうちの3学級です。学年によっては、担任以外に先生を配置して2つのグループにわけて指導を行っている学校もあります。各校では、文科省が示している「学校の新しい生活様式」に従い、スペースを考えながら授業をしているということをお話ししました。教職員の配置定数については、国の基準や教育山形「さんさんプラン」の方針に従っていますが、国や県に対して、市町村教育委員会や校長会から教員を増やす内容の要望をしております。最後に人権教育については、差別は断じて許されるものではないということ、学校でも始業式での校長挨拶、養護教諭や担任の指導、道徳の授業などで指導しているということをお話ししました。

以上、4名の一般質問の内容とその質問への返答になります。何かご質問はございませんか。

(委員) 学習内容について、つめこみをしなければいけないほど残っている範囲なのか、それとも今の期間で間に合うほどの範囲なのでしょう。

(学校教育課長) 昨年度の分については、一部今年度に家庭学習で対応したり、学校再開後の授業で学習するなど各校で対応しております。卒業生については問題ありません。今後、5月の教育課程の見直しで行事の中止や夏休みの短縮などにより、例年よりも若干授業日数が少ないですが標準時数を確保できています。現時点ではつめこみ等の負担にならない形で計画を立てています。

(教育長) 他にご質問はございませんか。

なければ、次に移ります。「令和元年度新庄市一般会計繰越金明許費繰越計算書の報告について」報告をお願いします。

(社会教育課長) こちらの繰越明許計算書の報告につきまして、地方自治法の規定により、令和元年度予算の事業の一部を今年度に繰り越して実施しており、その施行令の規程に基づき報告するものでございます。まず、10款5項社会教育費の図書館屋根改修事業につきまして、こちらは冬季間屋根に雪庇がつき、駐車場に向かう通路に一気に落ちてしまい大変危険であるということから、雨水や融雪後の雪解け水を低温に加温して屋根の軒先に流し、その水を循環させて屋根の雪庇等の付着を防止するというものです。また、県道側に面している屋根を瓦屋根からトタン屋根にふき替えいたしまして屋根の堆雪を防ぐための改修工事を実施しております。工期について、竣工期限が7月31日となっております。現在の進捗状況は、瓦屋根からトタンへの葺き替え、循環用ポンプの設

置が終了いたしました。残りの部分といたしまして、屋根のペンキの塗装、軒先に雨水等の循環した水を流すシートを設置する、また、融雪用の循環水の配管などが残っている状況でございます。全体的な進捗率としては6割程度進んでいる状況でございます。続きまして、ふるさと歴史センター空調設備改修事業につきましては、施設の空調設備の老朽化が進み、結露による水滴がホールに落下するなど、小手先の修繕では対応しきれなくなっている状況でございます。この空調設備の更新を含めた大規模改修を計画しております。現在、文化会館との親子方式による熱源供給システムでございますが、個別の部屋に空調設備を設置するなど、空調設備の変更も視野に入れ、今後の施設管理に経済的かつ合理的な空調設備の提案をいただくために業務委託しております。こちらの工期につきましては、竣工期限は9月30日、進捗状況は、現在、委託業者と市の建築技師等と一緒に数回の打ち合わせを実施したところでございます。今後も何回か打ち合わせを進めたあと、空調設備の改修案を提案していただく予定でございます。繰越明許費繰越計算書の報告については以上でございます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問はございませんか。市立図書館とふるさと歴史センターにかかわることですが、よろしいですか。

6. 議事

なし

7. その他

なし

5. 教育長報告（追加）

(3) 令和2年6月補正予算（第4号）の要求について

(4) 令和2年6月補正予算（第5号）の要求について

(教育長) 新庄市教育委員会会議規則第4条3項により、日程第5、教育長報告に2件の報告案件を追加させていただきたいと思っております。「令和2年6月補正予算（第4号）の要求について」「令和2年6月補正予算（第5号）の要求について」は、どちらも6月補正の追加分ですので、続けて報告をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) それでは私の方から令和2年6月補正予算（第4号）、令和2年6月補正予算（第5号）につきまして一括で概要の方を説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。6月補正予算（第4号）でございますが、これは6月19日議会最終日におきまして、市のコロナウイルス感染症関連緊急経済対策の第4弾といたしまして、追加提案されまして可決されたものでございます。内容としては、児童福祉にかかるもの、そして商工振興にかかるものがメインですが、補正の総額としては、79,996,000円の増額補正でありました。なお、教育委員会関連につきましては、歳入は1,981,000円の増、歳出が2,643,000円の増となります。

次に3ページをご覧ください。3ページにつきましては、報告4で6月補正予算（第5号）でございますが、この第5号につきましては、同じく6月19日議会最終日に議会からの提案として、7月

から3月までの議員報酬の減額が提案されまして、可決されております。この議員報酬の減額を受けまして、その減額分4,602,000円を活用する形で、学校そして社会教育施設を中心として、コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ補正予算となり、この補正予算を追加提案して可決されたものでございます。なお、教育委員会関連では、4,354,000円の歳出補正となります。それぞれの詳細につきましては、各課より報告いたしますのでよろしくお願い致します。

(学校教育課長) 資料の2ページに戻っていただきたいと思っております。学校教育課の4号補正要求内容としまして、歳入は学校臨時休業対策費補助金となります。令和2年3月から学校が臨時休業となりましたが、3月の休業日から春休み開始の前日まで限定しまして、給食の食材を発注していたもののキャンセルを受けた食材提供事業者へ助成するものとなっております。歳出の内容ですが、学校給食食材提供事業者助成金ということで2,643,000円要求させていただきました。具体的には、基本物資となる米やパン、牛乳の発注数量に加工賃の相当額、又は、供給価格から原料価格を引いたもの、それらに全国一律の割合をかけて算定しております。一般物資につきましては、発注の総金額から原材料費を抜いたものですが、廃棄した食材費や廃棄料、保管料等が該当になりまして、転売できたものは含まれておりません。市内の契約業者全てにご案内を差し上げまして、予備費も含め合計2,642,392円要求させていただいたところでございます。以上です。

(社会教育課長) 社会教育課につきましては、第4号の補正についてはございませんが、6月補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。資料の4ページ目をご覧ください。歳入については特にございません。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染防止策といたしまして、社会教育課の所管する施設において使用、活用させていただく備品購入費であります。まず、10款5項1目社会教育総務費の消耗品費ですが、こちらにつきましてはフェイスシールドやアルコール消毒液、使い捨ての手袋等の購入費ということで136,738円要求させていただいております。同じく10款5項1目の備品購入費ですが、体表面計測サーマルカメラとして862,400円、これにつきましては赤外線カメラ、サーモグラフィカメラのように複数の方を計測することができるものでございます。体温測定ハンディカメラにつきましては1人ずつ個別で測定することができるタイプのものでございます。社会教育施設におきまして、新型コロナウイルス感染防止のため、感染の恐れがある発熱者の入場をお断りさせていただいている状況でございます。不特定多数の方が一気に入場するような場合、来館者の発熱状況を確認するにあたりまして、その赤外線カメラを導入することが大変効果的であるため、購入を図らせていただくものでございます。今後の使い方といたしましては、不特定多数の方が集まる市立図書館やふるさと歴史センターに基本的に設置し、大人数が集まるようなイベントの際には、文化会館や市民プラザ、市の体育施設などに移動して活用させていただきたいと考えております。

10款5項4目図書館費につきましては、図書消毒機ということで1,366,200円の予算を要求をさせていただきました。図書館におきましては、図書にウイルスが付着することによる接触感染の可能性があるとということで、不特定多数の方が出入りし、図書が貸し借りされる状況において、図書館の資料の消毒はとても重要であると考えております。現在、貸出された本につきましては、コロナウイルスの最大生存時間である約72時間、図書館の会議室などで保管したあとに、手袋をして塩素系の薬剤を希釈したもので本の表面だけを拭き取るという作業を行っております。1日で消毒を行う図書の資料は約300~400冊であり、1冊ずつ消毒を行うのは大変な労力になります。図書館

の職員にとっては、来館者との接触、来館者が書架や管内の設備に接触することや、図書利用においての利用者のウイルス感染への注意喚起など、職員自身の感染予防策も講じなければならず、多大なる負担をかけている状態です。この機械導入によって、図書館の職員自身の新型コロナウイルス感染リスクと事務作業の軽減を図ることができると考えております。今回導入を計画している機械につきましては、本全体に送風し、全ページを紫外線による殺菌ができるもので、1回約40秒で6冊の消毒ができるものでございます。この消毒機を利用いたしまして、安全安心な図書利用ができると考えております。以上になります。

(学校教育課長) 続きまして、学校教育課5号補正の歳出でございます。消耗品費と備品購入費ということで1,708,000円を要求させていただきました。備品購入費から申し上げますと、非接触型体温計について、一瞬で発熱を確認するものであります。現在検温を忘れる子どもたちが多いということと、教室で具合が悪くなる時があるということ、今後外部の方が学校にいらっしゃることも想定いたしまして、学年に1つ程度を想定しております。次に、足踏式アルコールディスペンサーですが、これはアルコールを足で踏んで出すもので、より衛生的であるため学校のニーズがありました。これは児童生徒も使いますが、基本的に手洗いをしているので、今後9月の運動会や10月の文化祭で多くの方が来校するときに使えるものということで要求させていただきました。消耗品費につきましては、初めにアルコール関係なのですが、現在容器が不足しているとのことで、学校分も含め、容器を複数想定しております。また、アルコールもこれまでも購入しておりますが、今回も17Lを想定しまして、各校に購入を予定しております。ここにマスクとありますが、1つめはクリアマスクです。特別支援学級になりますと、教師と児童生徒との距離が近くなってどうしても対面になってしまいます。口の動きが見えるクリアマスクがより適しているということもありますので、要求させていただいています。これは言語通級、それから各通級とも同じでございます。もう1つのフェイスシールドもこの消耗品費に含まれますが、これは保健室での対応ということで、発熱者の対応や健診など様々な場面で使えるものを準備しております。この資料には載っていませんが、消耗品としてビニール手袋もでございます。教職員も消毒を毎日数回行っているのですが、手袋が不足しているということの手に入らないということ、それからトイレ掃除等で出来るだけ安全にということも想定いたしまして考えております。各校在庫等についてはばらばらなのですが、聞き取りをしながら必要なものを上げさせていただいたところでございます。以上です。

(教育長) ただいまの説明について質問があればお願いします。

(委員) 図書消毒機について、これは図書館のみでの活用になるのでしょうか。学校での図書利用も多いと考えられるため、学校の図書を持ち込み、消毒機で消毒することは可能なのでしょうか。

(社会教育課長) 基本的に図書館の蔵書に対する対応を考えております。学校の図書を持ってきていただいて消毒する時間があれば、利用していただいても差し支えないと考えておりますが、今回想定しているのは図書館で貸し出した本の返却したあとの対応となっております。

(教育長) ほかに質問はございませんか。

(委員) サーマルカメラの使用について、発熱者を確認した際の対応はどうなっているのでしょうか。

(社会教育課長) ある程度の高熱の方には、その場でご遠慮いただくという措置を取らざるを得ないと考えております。しかし、市内での新型コロナウイルス感染症の発生状況などを鑑みながら、普通の風邪の症状なのか別室でお話させていただいた上での判断になりますが、基本的には現時点では高熱の方についてはご遠慮いただく形になります。図書館などにおいては、本の返却等であれば本だけお預かりするという対応も可能です。現状を見て、当面の間は発熱者の方はお断りせざるを得ないと考えております。

(教育長) その他にございませんか。

(社会教育課長) 市議会 6 月定例会の補正予算第 3 号議案の審議におきまして、修正動議が提出されましたので、その経過についてご報告させていただきます。社会教育課におきまして、八向地区公民館の耐震診断の業務委託料 300,000 円を予算案として議案を上程させていただきました。この内容といたしましては、八向地区公民館の設置場所の決定までもうしばらく時間を要し、その間、現八向地区公民館を当面の間使って頂くしかないという状況であり、施設の耐震性を把握するため、市議会 6 月定例会に一般会計補正予算の第 3 号案として計上しました。市議会における予算審議におきまして、「市教育委員会が議会に対して当該公民館の基本的な考えを示したのは令和元年 6 月定例会における答弁であります。その内容を要約しますと、平成 30 年の豪雨災害を踏まえ、現八向地区公民館はこれまで地区の方々との協議していた同敷地での地域公民館としての改築を見直し、地区公民館としてより安全な場所として本合海児童センターへの併設を検討するとの事でした。この度の提案された案件は、基本的な八向地区の生涯学習の拠点整備の計画を示されることなく提出されており、また、安全性が担保されていない現施設に貴重な公費を投入するものであり、投資効果は得られないと考えられる。よって修正案を提出するもの」といたしまして令和 2 年補正予算第 3 号につきまして修正動議が提出されました。同補正予算案に対する修正案といたしまして、八向地区公民館の耐震診断の業務委託料 300,000 円を減額し、その同額を予備費として増額する案が議員の方々から提案され、その案が可決されましたことをご報告いたします。

(教育長) この報告について何か質問はございませんか。

説明が足りなかったということもある訳ですが、ご理解を得られなかったということでありましたので、そのことについては今後どうするかみなさまとお話させていただきたいと考えております。

8. 閉会

午後 2 時 48 分、7 月の定例教育委員会を閉会する。

7 月定例教育委員会を、7 月 20 日（月曜日）午後 2 時 00 分より市役所第 1・2 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____